



平成31年2月19日

各 位

会 社 名 プ リ ン ト ネ ッ ト 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 田 原 洋 一
(コード番号：7805 東証JASDAQ)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 部 長 赤 江 地 衣
(TEL. 03-3217-5355)

事業譲渡契約締結に関するお知らせ

当社は、平成31年2月19日付の取締役会において、平成30年7月31日に民事再生手続の開始決定（大阪地裁 平成30年（再）第6号）を受けた株式会社ウイズプリンティング（本社：大阪府東大阪市。以下「ウイズプリンティング」という）の印刷・製本事業を譲り受けることについて決議し、同日、事業譲渡契約を締結する運びとなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 事業譲受の理由

当社は、インターネットによる印刷物の通信販売を行い日本全国のお客様へ印刷物をお届けしており、これまでは東京西第一工場、東京西第二工場、東京支店、埼玉工場及び九州工場の五つの製造拠点から製品出荷を行ってまいりました。そのうち関西圏のお客様への売上は2018年10月期において10%程度となっております。

ウイズプリンティングは、大阪で印刷・製本事業を行っている会社であります。近年の印刷業界における、紙媒体からスマートフォンなどによる電子媒体への移行や、取引先企業の移転に伴う受注減等により業績が悪化しておりました。当社といたしましては、同社の50年を超える業歴により培われた技術力、印刷から製本までワンストップで対応できる体制を評価しました。

このたび、関西及びその周辺地域のお客様へのサービス強化と運送コストの低減等を図るべく、大阪に製造拠点を新たに確保するとともに、事業シナジーによる収益力の向上に寄与するものと判断し、ウイズプリンティングの印刷・製本事業を譲り受けることといたしました。

2. 事業譲受の概要

(1) 譲受事業の内容

民事再生手続中であるウイズプリンティングが運営する印刷・製本事業

(2) 譲受対象資産及び負債等の内容

譲り受け事業に関して必要とされる主に固定資産並びに従業員

なお、負債については一切継承いたしません。

3. 譲渡会社の概要

(1)	名 称	株式会社ウイズプリンティング
(2)	所 在 地	大阪府東大阪市池島町8丁目6番32号
(3)	代 表 者	代表取締役 角谷 哲男
(4)	事 業 内 容	各種印刷ならびに紙加工品の製造・販売
(5)	資 本 金	50百万円(平成31年2月19日現在)
(6)	設 立 年 月 日	昭和39年5月8日
(7)	当 社 と の 関 係	該当事項はございません。

4. 日程

平成31年2月19日 取締役会決議日

平成31年2月19日 事業譲渡契約締結日

平成31年4月1日 事業譲受実行日(予定)

※本件事業譲渡の実行にあたっては、民事再生法に定められた裁判所の許可等が必要となっており、日程は当該許可等を前提とした予定であります。

5. 今後の見通し

本案件が当期の業績に与える影響は軽微であります。

以 上